

議 員 定 数 の 変 遷

選挙年月	定数	選挙区	摘 要
明治 11. 5	68	26	民会規則による
12. 2	62	22	府県会規則による
14. 1	62	22	
16. 1	62	22	
18. 1	62	22	
19. 10	60	21	
21. 1	61	21	
23. 3	61	21	
25. 3	68	21	
27. 3	68	21	
29. 3	68	21	
31. 2	36	17	府県制による
32. 3	36	17	若松市制施行
32. 9	37	18	(明32. 4)
36. 9	37	18	福島市制施行
40. 9	38	19	(明40. 4)
44. 9	39	19	
大正 4. 9	40	19	
8. 9	41	19	
12. 9	41	19	郡山市制施行
昭和 2. 9	42	20	(大13. 9)
6. 9	43	20	
10. 9	43	20	平市制施行
14. 9	44	21	(昭12. 6)

選挙年月	定数	選挙区	摘 要
昭和 22. 4	59	21	地方自治法による
26. 4	61	22	〃
30. 4	61	22	〃
34. 4	61	30	〃
38. 4	61	30	〃
42. 4	60	30	〃
46. 4	60	23	〃
50. 4	59	23	〃
54. 4	59	23	〃
58. 4	58	23	地方自治法による (減数条例制定)
62. 4	60	23	〃
平成 3. 4	60	23	〃
7. 4	60	23	〃
11. 4	60	23	〃
15. 4	58	23	〃
19. 4	58	23	福島県議会議員の 選挙区の特例に関 する条例により従前 の選挙区
23. 11	58	19	市町村合併後の新 たな選挙区
27. 11	58	19	福島県議会議員の 定数並びに選挙区 及び各選挙区にお いて選挙すべき議 員の数に関する条 例による

(備考)

議員の任期

民会時代 2年(1年で半数交代)

明治12年～31年 4年(2年で半数交代)

明治32年～現在 4年(全員改選)

この間、明治31年12月及び明治32年6月の2回、
県会は解散された。

また、昭和14年から22年までは、戦時特例により
1任期となる。

平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴う特例法
により4月の選挙延期。議員の任期が11月まで延長。